

食品安全委員会第67回会合議事録

1．日時 平成16年10月28日(木) 14:00～15:40

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 添加物専門調査会における審議状況について

・亜酸化窒素に関する意見・情報の募集について

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・フェンアミドンに関する意見・情報の募集について

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・動物用医薬品3品目に関する意見・情報の募集について

豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりピブリオ病不活化ワクチン、ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・PLA2(ホスホリパーゼA2)に関する意見・情報の募集について

(5) 第4回日米BSE協議について(厚生労働省、農林水産省からの報告)

(6) 食品安全モニターからの報告(平成16年9月分)について

(7) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(かび毒・自然毒等専門調査会専門委員)

佐竹座長、山浦専門委員

(参加者)

Dr. Matthews

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

農林水産省 伊地知大臣官房参事官、釘田衛生管理課国際衛生対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5. 配布資料

資料 1 添加物専門調査会における審議状況について

資料 2 農薬専門調査会における審議状況について

資料 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 4 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

資料 5 日本政府及び米国政府による牛肉及び牛肉製品の貿易の再開に関する共同記者発表

資料 6 食品安全モニターからの報告(平成 16 年 9 月分)について

資料 7 - 1 急性の脳症を疑う事案の発生について(厚生労働省)

資料 7 - 2 急性の脳症を疑う事案の発生について(農林水産省)

6. 議事内容

寺田委員長 それでは、ただいまから第 67 回「食品安全委員会」の会合を開催いたします。本日は 7 名の委員全員が出席でございます。

また、厚生労働省から松本大臣官房参事官、農林水産省から伊地知大臣官房参事官、釘田衛生管理課国際衛生対策室長に御出席していただいております。

更に本日は明日、29 日に行われます「食品に関するリスクコミュニケーション - B S E そのリスクと対策を改めて考える - 」において講演をしていただく予定となっております英獣医学研究所 T S E 研究管理官のダニー・マシューズ氏にも御出席していただいておりますので、御紹介いたします。

経歴はお手元にあります資料にプロフィールなどが書いてありますので、省かせていただきます。

英国におきます B S E の研究、監督行政の面でも第一人者で現在アクティブに活躍されている方でございます。

マシューズ博士 2、3 日の間ですけれども、お招きいただきまして、ありがとうございます

います。私が滞在中に B S E の難しい点、特にリスクコミュニケーション、これは科学に基づいている必要があるわけですが、特にわかっていない点だけでなく、わかっている点についても御説明できればと思っております。

リスクコミュニケーションについては、文化的な背景の違い、国によって異なってくるわけですが、日本においても当然異なってくるわけですが、お役に立てればと考えています。

寺田委員長 それでは議事に入ります。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 67 回会合）議事次第」というのがございますので、ごらんいただきたいと思っております。

資料の確認をお願いします。

本日の資料は 8 点でございます。

資料 1 が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 5 が「日本政府及び米国政府による牛肉及び牛肉製品の貿易の再開に関する共同記者発表」。

資料 6 が「食品安全モニターからの報告（平成 16 年 9 月分）について」。

資料 7 - 1 が「急性の脳症を疑う事案の発生について（厚生労働省）」。

資料 7 - 2 が「急性の脳症を疑う事案の発生について（農林水産省）」。

お手元に資料ございますか。よろしゅうございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。添加物専門調査会における審議状況についてでございますが、事務局の方から御説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは資料 1 に基づきまして、御説明させていただきます。

1 ページ、添加物専門調査会から今回審議状況の御報告をさせていただきますものは、亜酸化窒素という添加物に関する案件でございます。

亜酸化窒素と申しますのは、無色のガスと 1 ページの最初に書いてございますが、米国、あるいはヨーロッパ等で加圧容器入りの乳脂肪の噴射剤、スプレー缶のような中に入っておりまして、上のボタンを押しますと、発泡した生クリームが噴射口から出てくるという形態の食品の噴射剤として使われるというものでございます。

本品は医療分野では古くから吸入の麻酔薬として用いられているものでございまして、

我が国においても、医療用の麻酔剤としては広く用いられておりまして、日本薬局方に収載をされているような医薬品でございます。

ただし、亜酸化窒素を加圧容器入りの乳脂肪の噴射剤として用いた場合、泡の中に入っている亜酸化窒素の量というものは非常に少ないということございまして、国際的な評価もこのような形で使われた場合の亜酸化窒素の使用については「Acceptable」であるという御判断になっているようでございます。

背景等のところでございますが、本品については使いたいという指定の要請があって、それに基づきまして、厚生労働省の方で資料を整備いたしまして、食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

厚生労働省といたしましては、この亜酸化窒素については、乳脂肪及び植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品という用途を限定して、このものを食品添加物として認めてもいいのではないかとこの前提でお尋ねになっているものでございます。

2 ページ、本品の安全性に関する検討については、ホイップクリームとして使った場合にどのような毒性があるのかということを実際に亜酸化窒素含有ホイップクリームを動物に投与して検討した試験が幾つか行われております。ただし、このような方法によって投与できる亜酸化窒素の量というのは限られてございますので、このような方法では問題になるような所見は得られていないということでございます。

4 ページ、これはむしろ医薬品として使用の実績は相当長いことございまして、医薬品として使用されるということをご前提として幾つかの吸入による毒性試験が行われているところでございます。急性毒性試験、反復投与毒性試験、生殖発生毒性試験、発がん性試験、遺伝毒性試験等行われておりますが、基本的に発がん性とか遺伝毒性はございませんけれども、相当高用量の過酸化窒素に暴露された場合には、生殖発生毒性試験で胎児数の減少とか、出生児の体重の減少等が見られる等の報告もございまして。

専門調査会におきましては、これらの資料を基に御議論いただきまして、医療用に用いられる場合の濃度と申しますのは、大体吸気中の濃度として 20 % から 50 % の亜酸化窒素の濃度の気体を吸い込むと申しますか、麻酔を確立するために投与を受けるわけでありまして、本品については、クリーム中の含有量というものを計算しても、たかだか 0 コンマ数% にならなっておりますし、それから 9 ページに 1 日摂取量の推計というのがございまして、このホイップクリームを食べた場合の 1 日摂取量の推計がいろいろされておりますけれども、いずれにしても、0.02 とか 0.04 mg/Kg 体重 / 日、あるいは実際の摂取量を推定いたしますと、更にもう 1 桁ほど下がりますと、0.01 mg/Kg 体重 / 日以下ではない

かという推計がされております。

先ほどの医療用の使い方をした場合の摂取量と申しますのは、大体1時間辺りの摂取量体重/kg当たりにして、数gという量になりますので、それと比べた場合に、相当少ないということで、特段の特殊毒性も見られないということから、問題ないのではないかとという御議論になっております。

評価結果といたしましては、10ページでございますが、亜酸化窒素につきましては、先ほど申し上げましたように、毒性試験成績等は吸入暴露によるものがほとんどでございますが、今まで医薬品分野において広く用いられている中で特筆すべき副作用は認められていないという報告があるということがまず1点でございます。

本物質の現在想定されている使用方法に基づく推定摂取量は非常にわずかであり、吸入暴露による動物試験成績及びヒトにおける医薬品分野での使用経験等において影響が認められる投与量とは大きく乖離しているということでございます。

もう一つは、国際機関における評価においても影響が認められる用量はエアゾール噴射剤により食品に分散する量よりはるかに多いとされ、本物質の噴射剤としての食品の使用は「Acceptable」と評価されているという国際機関の評価もあるということでございます。

以上から、亜酸化窒素を乳脂肪または植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品に添加物として適切に使用される限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要がないと評価したというのが専門調査会での御結論でございました。

本物質の薬理作用を考慮いたしますと、通常の使用方法によらない本物質の直接摂取と本物質の過剰な摂取には注意が必要と考えるというのがなお書きで記されております。

本日、本委員会におきまして、お認めいただければ、この審議結果に基づきまして、本日より国民に意見・情報の募集をさせていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

これは直接関係ないようなものですが、先ほど言っておられました、通常の使用方法によらないというのは、専門調査会ではどういうことを仮定されているわけですか。

村上評価課長 これは日本では使われていないのでそういうことはないわけですが、米国等では充填装置とホイップクリームのもので、別々に売られておまして、プロペラントというか、亜酸化窒素だけが詰められた缶のようなものが別売されている状況があるわけございまして、そのような中ですと、その缶を開けてそれを袋に入れて、それを吸入するということがあったようでございます。実際にそういう用途外に販売をしてい

た人が刑事罰の対象となつてつかまったりしておりますので、日本における主要態様は缶のなかにクリームも一緒に入っているため安全性は高いと思われませんが、それにしても、そういうような異常な使い方をしないようにということは、書いておくべきだろうというのが専門家の御判断だと思います。

寺田委員長 ほかに何かございますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

農薬専門調査会における審議状況についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回御審議いただきますものは、フェンアミドンという農薬でございまして、2枚めくっていただきますと「農薬評価書」というのが出てまいりまして、そこからページが打ってございますが、その5ページをごらんください。

真ん中に構造式が書いてございますけれども、このような分子構造を持つ殺菌剤でございます。これを新たに登録をするに当たって食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

本品につきましては、所定のガイドラインを通じまして、各種試験が行われております。本品については代謝試験等が行われておりまして、特段蓄積をするという所見は得られておりません。

安全性につきましては、14ページ以降に記述されてございますが、急性毒性試験、亜急性毒性、発がん性試験、発生毒性試験、遺伝毒性試験等行われております。

本品につきましては、動物実験の中では、16ページの下の方に「11.慢性毒性試験及び発がん性試験」というのがございますが、その(2)の「慢性毒性(12ヶ月)/発がん性(24ヶ月)併合試験(ラット)」においては、発がん性は認められないということになってございますが、非常に高用量の投与量では体重増加の抑制等が認められているところでございます。ただし、あまり特殊な毒性というようなものは見られておりません。

それから、17ページのマウスの80週間の発がん性試験の結果がございまして、この試験では、3500 ppm、上から2番目の投与群の雌で肝細胞がんが背景データを超えて発生をしたという記述がございまして、これは統計学的には有意でないような数値でございまして、その上の最大投与量では特にこのような所見が見られていないということから

考えて、これも発がん性とはみなされない。投与による影響ではないというふうに専門家の御判断はされているところでございます。

生殖発生毒性試験も行われておりますけれども、特に繁殖に対する影響、あるいは催奇形性は認められておりません。

遺伝毒性試験は、18 ページの一番下辺りにございますけれども、これは試験管内で行われました培養細胞の染色体異常誘発性の試験では、陽性になってございますけれども、全体として特に *in vivo* の小核試験等では陰性であったということから考えて、総合的評価は 19 ページの一番上の行にございますように、特に問題となるような遺伝毒性は発現しないものと考えするという御結論になっているところでございます。

19 ページの表と表との間に書いてございますのは、代謝物 G という特定の代謝物に対する所見でありまして、これも遺伝毒性はないという御判断になっているところでございます。

最終的な結論でございますが、24 ページをごらんいただきますと、各試験における無毒性量がここに表となって出ておりますけれども、この表の中で最も小さな数字でございますラットの欄の上から 4 番目の試験でありますけれども、慢性毒性 / 発がん性併合試験の雄の数値 2.83 mg/Kg 体重 / 日というものが無毒性量と考えまして、これに基づきまして、安全係数 100 を取りまして、A D I としては 0.028 mg/Kg 体重 / 日とするのが適当であるというのが農薬専門調査会の御結論でございました。

もしお許しいければ、本日より国民より意見・情報の募集をさせていただきたいと考えておりますが、よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見、御質問などございませんか。

寺尾委員 確認だけなんですけれども、これは光学活性体、D L 体を使って有効成分がここに書いてあるものという意味ではないんですね。光学活性体をつくって、それを使っている。

村上評価課長 失礼しました。5 ページの「開発の経緯」の 3 行目にございますように、S 体のみが本品として扱われるということでございます。

寺尾委員 反対の異性体の方は入っていないという理解でいいわけですね。わかりました。

寺田委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきまして、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。よろし

くお願いいたします。

それでは、次に動物用医薬品専門調査会における審議状況について事務局の方から御説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回御審議をいただきますものは、3つございまして、1つは豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合不活化ワクチン、商品名がリニシールド TX4、リニシールド TX4（ゲン）、これは2つの名前で売られるというものでございます。

もう一つが、ぶりビブリオ病不活化ワクチン（ノルボックス ビブリオ mono）でございます。

3つ目がひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）でございます。

これらにつきましては、動物用医薬品専門調査会で御審議を行いまして、それぞれにつきまして、御説明をさせていただきますが、まず豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合不活化ワクチンでございますが、1ページをごらんください。

これは不活化ワクチンでございまして、ボルデテラ・ブロンキセプチカの2菌株、パスツレラ・ムルトシダの2菌株、豚丹毒菌の1菌株の培養液をホルムアルデヒドで不活化をさせたものを主剤といたしまして、妊娠中の親豚の豚丹毒の予防、移行抗体による産子の萎縮性鼻炎、パスツレラ性肺炎及び豚丹毒の予防を目的として妊娠豚の筋肉内に注射して使用されるものであります。

アジュバントとしては、不活化剤としてのホルムアルデヒドのほかに水酸化アルミニウムゲルが用いられているものでございます。

ワクチンの対象疾病についての御説明がそこにございますけれども、豚ボルデテラ感染症及び豚パスツレラ症については、既に本委員会において御審議をいただきました別のワクチンがございましたけれども、そこでも御説明をさせていただきましたが、ヒトに対しては咬傷あるいはひっかき傷を經由して化膿性疾患や敗血症を起こすことがあるという報告がございます。

豚丹毒につきましても、ここに書いてございますように、自然界に広く存在をしておりますけれども、ヒトにおいて古くから畜水産物等を扱う職業従事者における感染例が知られているということが報告されております。

ただし、本品につきましては、すべての菌がホルムアルデヒドで不活化をされておまして、本品を經由してこのような感染症を引き起こすことはないということでございます。

次の2ページの上段に書いてございますが、「本ワクチンについて、ヒトに対する直接

的な病原性の検討は行われていない」、幾つかの報告がございますけれども、直接的な病原性の検討は行われていないということでございます。

「前述のとおり B b は免疫力の低下したヒトに対し日和見感染をすること、P m はペット等の咬傷や搔傷から感染すること、豚丹毒菌としてヒトにも感染することが知られている。しかしながら、本ワクチンに含有される主剤はいずれもホルムアルデヒドで不活化されており、感染力を有しているものではない」という御判断でございます。

このほかアジュバントとして水酸化アルミニウムゲルが使用されておりますけれども、これも摂取部位に注射液に由来する異物の残留は速やかに消失をいたしますので、これは水酸化アルミニウムゲル不活化剤として使用されたホルムアルデヒドについては、ワクチン中の含有量等を考慮した評価をした結果、これらの摂取による健康影響は無視できる範囲にあると考えられるという御結論になってございます。

本品についての食品健康影響評価は、3 ページの上段にございますけれども、「上記のように当ワクチンの主剤は B b、P m、及び豚丹毒菌培養液をホルムアルデヒドで不活化させたものである。このように主剤は生菌体を含まず、感染力を失っているため、主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられる」といったことございまして、「製剤に使用されているホルムアルデヒドや水酸化アルミニウムについては、既存の毒性評価とワクチンの摂取量を考慮すると、含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる」という評価になってございまして、「このことから、当該生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるというのが結論でございました。

5 ページからは、ぶりピブリオ病不活化ワクチンの評価の案が出てございます。ピブリオ病については、ぶりの輸送、過密飼育等によって発生をいたします体表、鰭の出血、潰瘍等を示すピブリオ病の予防をするものでございます。

本品もこのホルマリンで不活化をされておまして、ぶりのピブリオ病につきましては、5 ページの 3 . (1) のところでございますが、ヒトに対する安全性についてというところに書いてございますように「人獣共通感染症の病原体とはみなされていない」ということで、ぶりピブリオ病はぶり養殖場で頻繁に発生しているけれども、従事している職員がこれに罹患したという報告はないということでございます。

本品につきましては、不活化をされておりますので、その意味でも感染力を有していない。安全性は確保されているということでございます。本品についての影響評価の案でございますが、6 ページの 4 . にございますように「当ワクチンの主剤は *Vibrio anguillar*

um をホルムアルデヒドで不活化させたものである。V.anguillarum は人獣共通感染症の病原体とはみなされておらず、これまでヒトで発病した事例も報告されていない。さらには不活化されており、生菌体を含まない。このため、主剤はヒトへの病原性を有さないと考えられる。

また、製剤はアジュバント等の添加剤を特に使用しておらず、含有成分の摂取による健康影響も無視できると考えられる。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」というのが結論の案でございます。

3 品目目でございますが、9 ページから「ひらめ 溶血性レンサ球菌不活化ワクチン(M バックイニエ)」の御説明がございますが、ひらめ 溶血性レンサ球菌症というのは、養殖場で比較的高水温のときに発生をする眼球の白濁、突出、鰓蓋軟条骨間膜の充血等の症状を示すものでございまして、これを予防するためにこのものを使うということでございます。これも不活化をされてございます。

9 ページの真ん中 3 . のところに「ヒトに対する安全性について」の記述がございますが、「本ワクチンについて、ヒトに対する直接的な病原性の検討は行われていないが、主剤である S . iniae はヒトに対しても病原性を有し、これまでに、北米及びアジアにおいて、養殖や魚の加工の従事者が傷口から感染したとみられる菌により蜂巣炎、心内膜炎、骨髄炎を発症した例が報告されている」というものがございます。

ただし、本ワクチンの主剤である不活化された菌株自体には感染性はございませんので、こういう点から見てヒトに対して病原性を示さないと考えられるという判断になっております。

10 ページの「食品健康影響評価について」のところにございますように、「上記のように当ワクチンの主剤は S . iniae をホルムアルデヒドで不活化させたものである。S . iniae はヒトに対して病原性を示すが、ワクチンの主剤は不活化されており、生菌体を含まない。このため、ヒトへの病原性を有さないと考えられる。

また、製剤はアジュバント等の添加剤を特に使用しておらず、含有成分の摂取による健康影響も無視できると考えられる。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」というのが結論の案でございます。

これらの結論の審議結果の案につきまして、もし本日お許しいただければ、本日より4週間の間、意見・情報の募集をさせていただきたいと考えておりますが、どうかよろしく御審議をお願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの資料3に書いてございますワクチン3品目に関する記載で何か御質問なり御意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

根本的なことで、見上先生にお聞きした方がいいのか、養殖のワクチンというのは水素を入れるわけですか。

見上委員 いろいろやり方はあるんですけども、ほとんどの場合は、ワクチンをコンテナの中に入れて、えらから体内に入れているという方法だと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにどうぞ。

本間委員 結論には影響を及ぼしませんので、お尋ねさせていただきたいんですが、先ほどの亜酸化窒素ですが、あれは我々が認めた範囲は、これは薬理効果というのが性質とすれば顕著に出ているんで、その毒性とかファクターというのは非常に少ないということでした。

対象が植物性、あるいは乳脂肪の噴出剤として使うというときに、このものの毒性はこの委員会では認めた。要するに安全であるということをも認めたということになるんですね。その使用条件として、こういうふうな缶に入ったシュッとやるという、その条件の2つの組み合わせで、安全性を認めているということで、いずれか一方が変わった場合には、もう一度このものは別途審査に登場するということになるんでしょうか。

村上評価課長 おっしゃるとおりだと思います。今回は特定のプロペラントとして、そのような使い方をする場合に限るということでございます。

本間委員 最初の乳脂肪、植物性油脂というのと、容器との組合せの2つを満たされたときだけ認められるという安全性ですか。

村上評価課長 そのとおりだと思います。

本間委員 では、もし例えばこれが多糖類のようなものが出てきた場合には、これはもう一度安全性が対象になるということになりますか。

村上評価課長 添加物の使用基準の改正ということになりますので、そのときには再度評価の依頼が来るものと考えております。

本間委員 了解いたしました。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

それでは、元に戻りまして、ワクチンの3品目、この意見・情報の募集手続に入っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況についてであります。事務局の方から御説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料4に基づきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

本品はホスホリパーゼA2という、これは食品加工用の添加物を生産する際に用いられる菌株について、遺伝子組換え技術を応用して作製をいたしましたので、それについての評価を求められたものでございます。

ホスホリパーゼA2というのは、1ページの真ん中辺りに書いてございますが、ホスファチジルコリンを加水分解する酵素でございます。具体的な用途としては、卵黄の改質、あるいはレシチンの加水分解等を目的として食品製造の過程で使われているものでございます。

本品については、もともと組換え自体が自然界でも発生するような組換えであるという考え方で評価ができるのではないかとございまして、2ページに2というところがございまして、これは *Streptomyces cinnamoneus* と *Streptomyces violaceoruber* という2つの種の間で組換えを人為的に起こしているわけでありまして、このような2つの類縁の微生物間で染色体のDNAの交換が起きるかどうかとということも専門調査会で御議論をさせていただいたところでございます。

ここには幾つかの考察がされておりますが、*Streptomyces* 属の多くの菌株は自然界において接合により遺伝子の交換を行うことが知られているということが指摘をされております。

それから、寒天培地及び土壌環境中において、*Streptomyces* 属由来の接合プラスミド及び派生プラスミドは属間で転移をするというような報告があるということでございます。

それから、土壌中で *Streptomyces violaceolatus* と *Streptomyces lividans* というものの生活環を追跡をいたしまして、プラスミドと Phage-Born の遺伝子の推移を調べたところ、自然界においてもプラスミドの転移、あるいはファージの感染等細胞の接合が生じていることが確認されているということでございまして、ほかにも幾つかの報告が引用されてございますが、2ページの4の結果の上の3行でございすけれども、「以上に示される既報の科学的知見から *Streptomyces violaceoruber* と *Streptomyces cinnamoneus* との間では自然に遺伝子の交換がなされていると考えられ、本件のA S 10株については、自然界に存在し得ると考えることは妥当である」という御結論になっているものでござい

す。

結果のところでございますが、これは遺伝子組換え微生物を使用して製造された添加物の安全性評価基準の中に書いてございます組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合。これはこの食品安全委員会において作成をされました評価基準の中では、なるだけ使わないようにしている用語でございますが、いわゆるナチュラル・オカレンスというものに相当するという考えでございますが、これに該当することから本基準での対象ではないと判断されるというのが結論でございます。このホスホリパーゼA2につきましては、自然界に存在する場合に該当し、これ以上安全性についての議論をする必要はないというのが御結論でございます。

もし本日お許しいただければ本日より、この結論につきまして、意見・情報の募集をさせていただきたいと考えておりますが、よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 いかがでございますでしょうか。何か御意見、御質問ございませんか。

最後のところで、同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合、言われとおりナチュラル・オカレンスがあるという場合と、ここにあるデータを見ますと、自然界に存在し得る場合のデータがあるわけです。し得る場合を存在すると言っていいわけですか。どうなんですかね。

村上評価課長 組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在し得るのであれば、存在する場合になると思います。

寺尾委員 つくり出しても、これは自然界から取ったんだと言えば遺伝子組換えではないですからね。そこは区別がつかなくなってしまうわけです。

寺田委員長 し得るといふのと、実際存在したという証拠があるのと違うでしょう。

寺尾委員 それはそうですね。

寺田委員長 「し得る」ということで、「した」と考えていいのかと、それだけの話です。一般にはナチュラル・オカレンスではそう考えているわけですか。

寺尾委員 そうですね。

寺田委員長 これからパブリック・ヒアリングをしていただいて、ほかにはございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。また、今のところは後で教えてください。し得ると、するとではどうなのか。また意見募集で返ってきてからもう一回ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に議題の5、10月21日から23日にかけて行われました第4回日米BSE

協議につきまして、厚生労働省及び農林水産省から報告がございます。

厚生労働省からは松本参事官、農林水産省からは伊地知参事官、釘田国際衛生対策室長、よろしく願いいたします。

伊地知大臣官房参事官 農林水産省の参事官の伊地知でございます。私の方からまとめて御説明させていただきたいと思っております。

資料5の骨子の方で説明をさせていただきたいと思っております。

今、委員長からございましたように、10月21日、22日、23日に日米両政府で協議を行った概要でございます。

会合では、日本政府は国内のBSE対策の見直しのプロセスについて説明をしまして、米国政府は米国内で取られているBSE対策の説明をいたしました。

双方向の牛肉貿易再開のための基本的な考え方を提示をしたところであります。

協議の結果につきまして、両国は、以下の条件・枠組みの中で、それぞれの国内の承認手続を条件として、科学に基づいて、双方向の牛肉貿易を再開するとの認識を共有をいたしました。

双方向と申しますのは、日本は平成12年に口蹄疫が発生をいたしまして、そのときにアメリカへの輸出は止められております。その後、口蹄疫は清浄化されましたが、平成13年に国内でBSEが発生をいたしまして、そのままずっと平成12年から対米輸出は止まっているということになっております。

一方、アメリカの方は昨年12月にBSEが確認されたことから、アメリカからの日本への輸入は止まっているということでございまして、双方向の牛肉貿易再開のための基本的な考え方を示したということでございます。

双方向の牛肉貿易を再開するとの共通認識をいたしましたが、その詳細につきましては、専門家、及び実務担当者による検討作業の上決定される必要があるということになっております。

その中身、Aでございます。「米国への日本産牛肉の輸出」ということで、米国は規則制定手続を経て、日本産牛肉等の輸出を認めるということになっております。

次にBで「日本への米国産牛肉の輸出」でございますが、米国は暫定的貿易プログラム、「牛肉輸出証明(BEV)プログラム」を設ける。

特定危険部位につきましては、あらゆる月齢の牛から除去するというところでございます。

牛肉は、固体月齢証明等の生産記録を通じて20ヶ月齢以下と証明される牛由来とするということでございます。

両国の専門家は、枝肉の生理学的月齢を検証するため、枝肉の格付け及び品質属性に関する協議を継続する。この検討のための特別研究を行い、結果を提供するという事になっております。

「C．国内手続と貿易再開のタイミング」でございます。

日米両国は、可能な限り速やかに国内の承認手続に着手し、双方向の貿易を再開するよう努力するという事です。

「D．共同の科学的協議の継続」でございます。

BSEに関しまして、日米の専門家による共同の科学的協議を継続をするということになっております。

それから、国際獣疫事務局（OIE）及び世界保健機構（WHO）の専門家を含む国際的な専門家が、協議への参加を招致され得るということです。

協議は、直ちに始まり、その情報はBEVプログラムの検証のために提供されるということでございます。

「E．BEVプログラムの検証」でございます。

BEVプログラムは、2005年7月をめぐりに日米両国により検証される。OIE及びWHOの専門家による科学的検証を考慮する。検証は両政府の一致した判断によって結果を出し、日本の場合その結果は食品安全委員会の審議を条件とするということになっております。

「F．貿易の攪乱の防止」でございます。

少数の追加的な発生が確認されても、科学的根拠がなければ、輸入停止にはつながらないということになっております。

「G．査察システム」でございます。

日米両国は、相手国施設の定期的な査察に協力するという事になっております。

以上が協議の概要でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御意見とかございますか。

寺尾委員 DのところではOIEとWHOの専門家がこの会議に参加すると書いてありますね。この方たちはどういう立場で参加することになりますか。

伊地知大臣官房参事官 アドバイザー的な、意見を言っていたかという形になると思いますけれども、「招致されうる」ということではございまして、必ず入るということではございません。

中村委員 Fの「少数の追加的な発生が確認されても、科学的根拠がなければ、輸入停止にはつながらない」という、科学的根拠というのはどういうことですか。具体的に教えていただきたい。

伊地知大臣官房参事官 今までと違った、新たな科学的な根拠が出てきて止めざるを得ないという状況が想定される場合のことを言っています、現時点で具体的にどういうことかという細部を規定しているわけではございません。

中村委員 そうすると、この前の方の「少数の」というのも、1つの条件になるわけですね。つまり、少数ではなくて、そんなことはないかもしれませんが、多数の追加的な発生があった場合には、それも1つの条件になると理解していいですか。

伊地知大臣官房参事官 基本的には今言われたようにたくさん出て、それが科学的に止めなくちゃいけないような状況であると判断された場合には、そういうことになるかと思えます。

寺田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

見上委員 Bのところなんですけれども、米国産牛肉の問題に関して発言をさせていただきます。

米国における牛肉の月齢判別方法についてなんですけれども、枝肉の生理学的な成熟度も判定の1つの要素になるか検討すると聞いています。適切な管理の実行にかかわる問題であることから、そのような生理学的成熟度を用いた月齢の判別方法については、リスク管理機関において、適切に判断し得る体制を是非確保しておくべきであると考えております。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。

特にこれもそうですけれども、将来的にこの前の委員会のときに話ができましたが、日米交渉の条件が管理側でちゃんと交渉された後にこちらに諮問をされると理解します。この文書の中の共同記者発表の中にもそういうふうに書いてございます。従って、そういう将来のことを考えますと、アメリカのこういう管理状態、あるいは輸入するときの条件につきまして、管理機関としてきちとした実態を把握して、私どものところに諮問をしていただきたい。特にそうだということを特に明快にしたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

そういう諮問をいただいたときには、予断なしにきちと審査をさせていただくということになると思いますので、よろしくお願いたします。

ほかにございせんか。

小泉委員 実務者のレベルで細かいことになりますが、Bの一番目、SRMをあらゆる月齢から除去するとありますが、このSRMの定義が日本と米国で違いますね。そういった場合にどういうふうに決定されるのでしょうか。

伊地知大臣官房参事官 1ページめくっていただきまして、B.の1.で1)で「SRMの範囲は、すべての月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除き、扁桃を含む。）、せき髄、回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートル）及びせき柱とする」ということで、これは日本のものに合わせた形になっております。アメリカの場合は小腸全体とか30ヶ月齢以上ということになっておりますけれども、これは日本の状況に合わせた形になっております。

小泉委員 日本に合わせた方法で除去するということですね。わかりました。

寺田委員長 よろしゅうございますか。これは汚としては、ここに書いてありますように、貿易の再開に係る共同記者発表ということですね。アグリーメントではない。

伊地知大臣官房参事官 骨子の上から5行目「双方向の牛肉貿易を再開するとの認識を共有した」ということで、合意ではないという形でやらしていただいております。

寺田委員長 難しい言葉を使うんですね。

坂本委員 1つ教えてください。牛肉輸出証明プログラム、いわゆるBEVプログラムというのは、暫定的貿易プログラムを設けると書いてありますが、あくまでも暫定的であって、期間はどれくらいの期間とかというのは決まっていなんでしょうか。将来ともずっとこのままでいくということなんですか。

伊地知大臣官房参事官 これはアメリカの方で暫定的というふうに考えておまして、本来ならもっとアメリカの意向に沿った形でやりたいというのはあちらにございます。それでこれは暫定的というのは、アメリカ側の表現でございまして、これにつきまして、Eのところ「2005年7月をめぐりに日米両国により検証される」ということになっております。その際、検証は両政府の一致した判断によって結果を出すということで、変えるということを行っているわけではありませんけれども、検証は7月にやりましょうという形になっております。

寺田委員長 よろしゅうございますか。

坂本委員 はい。

寺田委員長 ほかにございせんか。

それでは、どうもありがとうございました。御苦勞様でした。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告（平成 16 年 9 月分）について」、事務局からお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料 6 をごらんいただきたいと思います。

9 月分につきましては、全体で 91 件の報告がございました。3 月に 123 件というものがございましたけれども、これに次ぎまして 2 番目に多かった数ということでございます。

内訳の方でございますけれども、ごらんいただきますように、B S E 関係が 30 件ということで、あとで見てくださいけれども、中間とりまとめを出した後の意見などをお寄せいただいたことで数が多かったということでございます。例月同様、食品安全委員会の関係を中心に簡単に御報告したいと思います。

まず、1 ページの下の方でございますけれども、「食品安全委員会活動一般関係」ということで、食品安全委員会の独立性について、政治的な影響を受けないといったような趣旨のようでございますけれども、そういったこととともに、それを広く一般に知らしめていくようなことが必要であるといった御指摘がございました。

委員会からのコメントの方でございますけれども、国民の健康保護を図るためにリスク評価を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行うと。それとともに、その結果に基づいてリスク管理措置が取られるということが重要だという仕組みができたわけでございますけれども、そのため、リスク評価機関である食品安全委員会は、リスク管理機関から独立して内閣府に設置されるという形になっておるということが 1 点でございます。

委員につきましては、その罷免についていろんな規定がございますし、また、委員自身も在任中に積極的な政治運動等が禁じられておるということもございまして、これらの点からも委員会の独立性が担保されているということも付け加えてございます。

いずれにしても、委員会は審議の透明性を高めるために原則公開としておりますし、議事録をホームページに公表するといったことをしておりますし、また、広く一般にそうした仕組みについて理解いただくということで、委員会の位置づけやリスク評価の内容等につきまして、全国各地での意見交換会の開催等を通じて関係者に十分理解していただくようなリスクコミュニケーションにも積極的に取り組んでおるところということで、今後とも中立公正な委員会運営に努めてまいりますという整理をさせていただきます。

次に、従前にも御報告がございましたけれども、モニター会議に出席した関係での感想を 4 点ばかりいただいております。委員の方が消費者の視点にできる限り立つような努力が見られてよかったとか、有意義であったというような御意見とともに、もう少し時間を

いただいて、意見交換をしたかったといったような御指摘でございます。

コメントの方でございますけれども、これまでも御報告したような内容と重複しますが、今年の6月から7月にかけて、8ページのところでございますけれども、全国8都市で10回ほど開催したわけでございます。その際に御意見をいただきましたし、モニター報告を通じていただいたような御意見も十分踏まえまして、今後のモニター会議をより有意義なものにすべく運営に努めてまいりたいということを言ってございます。

なお書きのところでございますけれども、それ以外にも全国各地でさまざまな意見交換会等を開催しておりますので、これらの機会も是非活用していただいて、出席いただければということも付け加えてございます。

次に4ページでございますけれども、「リスクコミュニケーション関係」について御指摘、御意見をいただいております。

食品には絶対的な安全はあり得ないということで消費者もリスクコミュニケーションの考えに立って、安全と安心の違いを尊重しつつ相互理解を深める努力が必要だといったような御意見。わかりやすく正しい情報がそのためにも必要だといったような趣旨かと思えます。

コメントの方でございますけれども、どのような食品であっても、リスクはゼロというのは残念ながらないということで、そのことを前提としまして、食品安全委員会ではリスク評価を行う。その結果に基づいて、厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関がリスクを抑制するための行政的な対応を講ずるという仕組みになっておるわけでございます。そのような仕組みによって安全性の努力に努めるとともに、これらの取組について、消費者を始めとした関係者との情報や意見の交換に向けて、リスクコミュニケーションを積極的に実施してきているということで、引き続きそうした取組とともに、リスクの考え方を始め、食品の安全性についてわかりやすく情報を提供するようなことをやっていきますということを整理してございます。

5ページ、BSE関係で30件ほどいただいております。この中で中間とりまとめを委員会が9月9日に了承しましたけれども、その後中間とりまとめを踏まえましていただいたような関連の御意見が5ページから9ページまでございます。途中で輸入再開の件が6件ほど入っておりますけれども、11ページの一番上のピッシング関係のリスク回避のお願いというのも、この中間とりまとめの関連でございました。場所が適切ではないので、ホームページに掲載する際には、9ページに移そうと思っておりますけれども、いずれにしましても、中間とりまとめの関連で19件ほど御指摘、御意見をいただいたということでございます。

10 ページ、先ほども見ていただきましたように、米国産の輸入再開の関係ということで 6 件ほどいただいております。

そのほかとしまして、5 件ほどいただいているという内訳になってございます。

5 ページ、6 ページの方に戻っていただきまして、恐縮でございますけれども、最初の枠のところでは、全頭検査の関係が多うございましたけれども、中間とりまとめを見られたりとかに関連して、一般的な指摘をいただいたものが 11 件ありまして、まとめて記述しているものでございます。

中間とりまとめ全体にわたるかと思っておりますけれども、委員会からのコメントということで、6 ページの方に移らせていただきますけれども、内容といたしましては、食品安全委員会の中間とりまとめは、現在の S R M 除去、B S E 検査及び飼料規制を含むこれまでの日本における B S E 対策全般についての検証を行ったものである。

その中で全頭検査などの御指摘が多かったものですから、それに関連した記述を簡潔に整理してございます。

7 ページの方で、その説明とともに、また、中間とりまとめを受けまして、10 月 15 日に厚生労働省、農林水産省から全頭検査を 21 ヶ月齢以上に見直すこと等を含む B S E 対策の見直しについて、リスク評価の要請を受けたところでありまして、今後、慎重に検討を進めてまいりますということをおっしゃっております。

「いずれにしても、これら B S E 対策については、国民の理解を得ることが重要であるということから、引き続き積極的なリスクコミュニケーションをおこなっていきたいと考えております」というコメントを用意してございます。

7 ページ下の方は、より具体的に月齢の関係で指摘をいただいたものが 2 件ほどあるということでございます。

8 ページ、中間とりまとめの関連のリスクコミュニケーションと言いますか、そういった関係のものが 5 件ほどございました。消費者の理解を得られるような対応を望みたいとか、牛肉が安全であることをもっと知らしていくコミュニケーションが必要だといったような方向の御意見でございます。

コメントの方でございますけれども、9 ページでございますけれども、食品安全委員会は本年 2 月から我が国の B S E 問題全般について公開によりプリオン調査会において科学的な議論が進められてきたということ。

その議論については、中間とりまとめのたたき台の段階において意見交換会を実施するなど、審議の途中、また審議後の各段階においてもリスクコミュニケーションを精力的に

実施してまいりました。

また、とりまとめの内容について、わかりやすく解説したものとして、季刊誌の特別号を発刊したりもしておりますということで、いずれにしましても、今後ともリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでいきたいというコメントを用意してございます。

10 ページ、米国産の輸入再開についてということで、6 件ほど御指摘・御意見がございました。こちらの方は参考までに申しますと、厚生労働省と農林水産省からのコメントでございますけれども、米国産牛肉の輸入再開に当たっては、我が国と同等の安全性が確保されていることが必要と考えており、米国側からこの条件を満たすような具体的な措置について提案があった場合には、食品安全委員会にリスク評価を依頼したいと考えておりますというコメントが付けられてございます。

11 ページの上段は、先ほど見ましたようにピッシングの関係。それ以降はその他の関係ということでございますけれども、熊本県での発生に関連してとか、12 ページでは、B S E 全般について情報提供をいただきたいといった趣旨のもの等々がございました。

13 ページの方へ移らせていただきます。ここでは鳥インフルエンザの関係で、その対策について正確でわかりやすい情報提供を望むといったというような御意見。

14 ページ、食品添加物の関係でございます。例えば臭素酸カリウムのパンへの使用についてとか、有害な食品添加物が漬物などに含まれているのではないかといった懸念等々の御指摘・御意見で5 件ほどございました。

17 ページ、農薬の関係では、残留農薬の安全確認がどのように行われているのかといったような御指摘等々で5 件ほどございます。

19 ページ、遺伝子組換えの関係でございますけれども、2 件ほどございました。その中でまず上の方でございますけれども、遺伝子組換え食品に対して、危険性・問題性が高いのではないかということで、不安を取り除くような対策を考えていただきたいということでございます。

委員会からのコメントでございますけれども、評価基準を策定し、先ほども審議があったわけでございますけれども、個別の遺伝子組換え食品等について安全性評価を行っているということを整理しております。

いずれにしましても、遺伝子組換え食品等の科学的、かつ適切な安全評価を進めていくとともに、これらの取組について、リスクコミュニケーションも進めてまいりますということを付け加えてございます。

21 ページ、汚染物質関係で6 件ほどございました。そのうちの3 件が従前にも報告がご

ございましたけれども、ヒジキの関係でございます。今回はいろんな国からの情報提供などを御存じで、更に内容を知りたいといったような疑問というか御質問みたいなような性格のものでございます。

具体的には、上の方の でございますけれども、無機ヒ素がどのように体内から排出されるのかといったような御指摘です。

コメントの方でございますけれども、ヒジキに無機ヒ素がワカメ等の海藻に比べ比較的高濃度で含まれていることが文献などで報告されています。ただ、ヒジキにつきましては、これまでもコメントを付けてございますけれども、伝統的な食材として古くから食べられており、これまでにヒジキを食べてヒ素中毒を起こすなどの健康に悪影響が生じた報告はありませんということでございます。

その理由につきましては、十分にはわかっていないところがあるということですが、御質問がありました関連で言えば、ヒジキの渋抜き等のために行われる水戻しや、蒸し煮により、かなりの無機質が排除されるといった文献情報がございまして、また、ほ乳類による摂取された無機ヒ素が有機ヒ素に代謝され、尿中に排泄されるといった報告もあるといった情報提供をさせていただいております。

22 ページ、メチル水銀の関係での御指摘が2つほどございました。こちらの方につきましては、委員会のコメントの方は、現在魚介類に含まれるメチル水銀について、7月23日付けで厚生労働省から影響評価要請を受けているところでございますので、審議を現在進めておりますというコメントでとどめております。

厚生労働省の方からは、そういった諮問の背景等についてコメントを詳しくいただいているということでございます。

24 ページ以降を見ていただければと思いますけれども、食品衛生管理関係で、群馬で起こったO157 ということでございますけれども、原因の究明及び事件の再発防止に取り組んでいただきたいということで、8件ほどいただいております。

また、29 ページでは、毎回表示関係が多うございますけれども、遺伝子組換え表示の関連で4件ほどございますけれども、合わせて10件ほど表示関係で指摘がございました。

32 ページ、容器包装関係で、食品容器から流出する有害物質の懸念などが3件。

33 ページ、そのほか野菜の硝酸塩基準みたいなものを定めてはどうかといったような意見などを含めまして、14件ほどございました。

以上が9月分の御報告でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。いつもながら御苦勞様でございました。

食品安全モニターの方々も大変貴重な御意見をいただいております、この場を借りて感謝しておきたいと思います。

また、管理の関係のものがたくさんありまして、それも厚生労働省、あるいは農林水産省から答えを丁寧にいただいておりますので、感謝したいと思っております。どうもありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、何か御意見ございますでしょうか。

これは1年間経ってきて、カテゴリー別にまとめてホームページにするということは考えておられますか。

藤本勧告広報課長 確かにそういう問題意識も実は担当者の方でも持っております、少し検討してみたいと思っております。また御報告したいと思えます。

寺田委員長 できたら、した方が見やすいかと思えます。

ほかには今の報告に対してございませんね。

それでは、「その他」ということでございますけれども、最近、新潟や山形県等におきまして、急性の脳症を疑う事案が発生しておりますが、この件につきまして、厚生労働省及び農林水産省から報告がございます。厚生労働省の松本参事官、農林水産省の伊地知参事官、よろしく願いいたします。

また、本件に関しましては、最初に御紹介すべきだったんですけども、かび毒・自然毒等専門調査会の座長の佐竹先生、それから山浦専門委員にもおいでいただいておりますので、御紹介いたします。どうも二人の先生ありがとうございます。

まず、報告の方をしていただいて、その後質問、御意見の追加などありましたら、よろしく願いいたします。

松本大臣官房参事官 厚生労働省の方から簡単に御説明申し上げます。

先ほど委員長の方から話がありましたように、先般、マスコミで新潟県、あるいは山形県、秋田県等で急性の脳症の疑いの症例が発生したということで、原因についてはよくわかっていないということでもあります。

この件につきまして、厚生労働省といたしましては、新潟県等に国立感染症研究所、及び財団法人日本中毒情報センターより専門家を派遣しまして、現在調査中ということでございます。

また、厚生労働省内におきましても、食品だけではなくて、感染症対策課、疾病対策課、厚生科学課等の関係課におきまして、連絡体制を確立しまして、適宜情報交換をやっているということでございます。

この報道がありまして、資料に付けておりますけれども、10月22日に新潟県等における急性脳炎の発生についてということで、これは資料7-1の1ページで、結核感染症課長名での通知がございます。

今般の新潟県等におきます事態を踏まえまして、急性脳炎の感染者、疑義が払拭できない者も含むということで、その者を診察した場合には、直ちに保健所長を経由して、届出を医師に要請するとともに、届出があった場合には、結核感染症課まで直ちに報告をしていただきたいということ。

併せて感染症予防法第63条の2に基づきまして、当該事例について、また法第15条第1項の質問及び必要な調査を行うということで、指示をしたところでございます。

また、同日付けで急性脳症の方々について、食用としてスギヒラタケを食しておったということがございましたので、急性脳症を疑う事案の発生についてということで、スギヒラタケは従前から食用キノコとして摂取されており、これまでも健康被害はないということではありますが、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に関し、スギヒラタケの摂取を控えるように注意喚起を促しますということで通知を出したところであります。

もう一つ、10月25日でございますけれども、お手元の資料には失念しておりましたけれども、新潟県等における急性脳炎の検体の保管についてということで、この患者さん等の髄液とか血液とかの生体の試料について、保管をしていただきたいということで通知を出しています。

10月27日に「検体の確保及び送付について（依頼）」ということで、原因究明のため急性の脳症が疑われる場合には、患者、あるいは患者と疑える方の発症前におけるスギヒラタケの摂取状況を、患者本人または家族から聴取して、スギヒラタケの摂取のあった場合には、冷凍した状態で検体を確保し、送付いただきたいということで通知を出したところでございます。

通知を出してまだ1週間も経っておりませんが、ある程度まとまったところで、省内の関係各課が集まりまして、その究明に向けて努力していこうというところであります。

以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。では、農林水産省お願いします。

伊地知大臣官房参事官 農林水産省の対応でございます。資料7-2でございます。

厚生労働省の10月22日付けの通知を受けまして、私ども関係課長名で都道府県、それ

から関係団体に対しまして、10月22日付けで出されました厚生労働省通知の内容、それからスギヒラタケの地域名称の確認や見分け方等について周知しております。

そして、採取されましたキノコの判別にも協力を依頼する旨の通知を出したところでございます。

2ページに、その参考資料といたしまして「急性脳症患者の発生時期、場所」「症状」「共通ファクター」「厚生労働省の取組」。

3ページがスギヒラタケについての生産量とか特徴等を書いてございます。

次のページは厚生労働省からの通知文でございます。

次のページでプレスリリースを出しておりますけれども、林野庁の方から、そういう通知を出したということに加えて、林野庁のホームページに、スギヒラタケの写真、特徴等について、掲載をしまして、それを掲載いたしましたということをプレスリリースで出しております。

次のページはスギヒラタケの写真等でございます。

それから、全国生産量とか、スギヒラタケに関する情報。

最後にキノコ関係機関等の連絡先等を載せてございます。これらをホームページの方に載せているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。付け加えるようなことが何かございましたら、あるいはこちらから質問の方がよろしいでしょうか。

佐竹専門委員 こちらから少し意見を述べさせてもらいますと、1つは、キノコとの因果関係を強く打ち出すのが先なのか、今、厚生労働省の方から話があったように、感染症を含めた病気との、なぜ今年これが多かったのかという原因解明があって、それがある程度の答えがない場合に、キノコとの因果関係を強く言うという辺りは議論があるところで、山浦専門委員といろいろ話をしておりまして、結論として、1つは、もしキノコに原因があるとした場合に、考えられることは、このスギヒラタケは食用にされていると同時に、わずかに資料によると毒という項があることはあるんです。指針によりますと、滋賀大学の横山教授はこれにシアンが入っているということで、これの分析を今なさって、レポートが出たかどうかわかりませんが、そういうこともあります。

ただ、シアンというのがこの病気と関連があるのかどうかわかりませんが、このキノコ自身が毒と関連があるならば、そういう視野で実験を含めた試料の分析をしていただくことが必要なのかもしれないということが、話のときに出てきました。

もしスギヒラタケが原因だとすれば、今年なぜだろうというので、それが異常気象なのか、その辺よくわかりませんが、なぜ今年いっぱい出たんだろうかという点が1つ大きな疑問点であって、我々も今までこういう例は経験ないものですので、どういう方向からしていいかわからないというのが現状で、もう少しいろいろな資料を集めていただいて、議論をさせていただければと思います。

寺田委員長 山浦先生何かございますか。

山浦専門委員 今の佐竹先生のとおりなんですけれども、もう一つは、一般的にキノコ毒を検索する場合に、一番最初に中毒があるわけです。その中毒の次に、成分はわからないんですけれども、それを動物実験で再現するわけです。特にこういう生死にかかわるような場合は、スギヒラタケならスギヒラタケ成分の粗抽出液でもいいんですけれども、それを大量にマウスとかラットに投与して、死ぬか生きるかを見る。

これは腎障害との関連か何かというのがありますから、それはその次の問題として、もし粗抽出液で何もでなければ今度は腎不全マウスを使った動物実験である程度再現するなど、因果関係を最初に決めつけずに、もっとラフな実験をやった方がいいんじゃないかと思います。

寺田委員長 両先生言われましたように、これはスギヒラタケが原因だということは全然わからないわけで、いろいろな広い角度から見ないと、とんでもない方向に行っているかもわかりませんから、今のところはただ御意見をいろいろお聞きしたいということです。

何か質問とかありますか。

小泉委員 原因とかがほとんどわからない時点でお聞きするのは申し訳ないんですが、わかる範囲で教えていただきたいんですが、新潟県の公表資料の中に「地域および季節集積性が認められる」と書かれています。本来集積性というのは疫学では感染症みたいに、家族で一人発症するばつと家族で発症する場合であって、地域集積性というのは、スギヒラタケはいろんなところで生えるんだけれども、一定の地域だけに発生するというのでしょうか。それなら集積性と言えるかなと思うんです。

松本大臣官房参事官 新潟県の場合には、県の北部のところに急性脳症の患者さんが多発したということで地域的な集積性ということで発表したようであります。

新潟県は非常に広がりますが、まんべんなくということではなくて、新潟県の県北、山形県との県境の近いところで発生したと聞いております。

小泉委員 わかりました。やはりある地域特有のスギヒラタケということなんですね。

もう一つ、腎機能障害との問題なんですけど、透析されていますね。そうすると、明日透

析だという場合の人の方が症状が軽いのか。あるいは透析後に食べて症状が悪いのか。というのは、腎障害の人は排泄ができないですから、明日透析するのであれば、今日食べてもかなり毒性が減るかなと思ったんですが、その辺いかがでしょうか。

松本大臣官房参事官 個々の患者さんの病歴等については、今、分析中でございます、そこまで確たるものが言える状況ではないという状況でございます。

小泉委員 喫食から潜伏までの潜伏期間というのはどれくらいなのでしょう。

松本大臣官房参事官 新潟県から聞いたところでは、結構長いものがありますし、食べて数日の単位ですけれども、いろいろありまして、食べた量もさまざまということで、それがどうなのかということはまだよくわからないということです。

小泉委員 もう一点、調理の仕方なんです、ほとんどの人は多分熱を加えていると思うんですが、もしトキシシンとすれば、これは耐熱性と考えるとよろしいのでしょうか。

松本大臣官房参事官 そこも含めている調査をやっているというところでありまして、食べたものは残っていないものですから、今回も後で報告があったところで、摂食しているということであれば、スギヒラタケを冷凍保存して研究機関の方に送付してくれということで、今後分析等をしていくことになるかと考えております。

小泉委員 本来的には煮て食べるものなんですね。ということは、熱にはかなり強いということが言える可能性は高いですか。

松本大臣官房参事官 原因がまだスギヒラタケという具合に特定されていませんので、何とも言えないというところでございます。

佐竹専門委員 小泉先生からの意見の中で煮て調理すると毒性がなくなると。ニオウシメジがやはり毒性が出るというので、シアンが入っているというんですけれども、実際には煮ることによって、毒性がなくなるというのは報告があるみたいです。そういう面では、もしシアンとすれば煮ることでもなくなるのかもしれませんが。

小泉委員 けいれんとかいろんな症状を見ていますと、恐らく神経毒みたいに思うんです。そうすると、シアンだと呼吸系の酵素障害になり、ちょっと症状が違うのかなという気がします。

寺田委員長 ほかにございますか。

本間委員 これを食べた方々は、採取するときに識別能力があった方々なのでしょう。それとも、間違っって採取して食べてしまうという、その辺の識別というのは可能性があるのでしょうか。

松本大臣官房参事官 何とも申し上げられませんが、結構その地区で長くお過ご

しになられた方が多いようでございますので、また、生えるのが杉の木ということであり
ますので、ある程度おわかりになっているのではないかとと思いますが、まだ詳細について
はよくわかりかねます。

山浦専門委員 スギヒラタケを食べているのは長野県でも一部北の方で、主に新潟県以
北です。ここらでは杉が多いのでものすごく一般的に食べているみたいです。北海道に行
くとまったくなくなる。

本間委員 そうすると、今年の気象状況で生える量が非常に増えたとか、そういう採集
という行為の中でたくさんあればたくさん採ってくるという、そういう中で増えてきたと
いうことはあり得るのでしょうか。

山浦専門委員 1つの条件ですね。

本間委員 それと、小泉先生の質問にあったと思うんですけども、採集してから食べ
る期間、ほうってあったというか、それとも採集してすぐ食べてしまったというのはいか
がなんでしょうか。かなり新しいうちにどんどん食べてしまったということですか。

松本大臣官房参事官 今回の方が採集してどれくらいの期間でお食べになったかについ
ても、これから調査していくということでありますので、細かいことまではわかりかねま
す。

山浦専門委員 普通の中毒と同じように摂食状況、先ほどおっしゃったヒストリーとい
うか、潜伏期間も含めて、その辺はもう少し出てこないとわからないです。

寺尾委員 先ほどもおっしゃっていましたが、これはたまたま今年だけ起こった
のか、今までも起きていたけれども、だれも気がつかなくて、たまたま今年ある医療機関
でこれとの因果関係に気がついているのか、そこら辺の調査というのはなされているん
でしょうか。

松本大臣官房参事官 少なくとも、こういう脳症の場合については、そういう診断をし
たときには届け出ることになっていきますので、過去の状況から見ますと、今年は非常に多
いというところで、気づかれたということと考えております。

寺尾委員 多いというのは、過去にも何か、原因はわからないけれども、こういうあれ
があったということなんでしょうか。

松本大臣官房参事官 全国的に見たときに、いろんな原因で感染症は起きますので、今
回のようなことについては初めてというのが当たっていると思います。

寺尾委員 今年だけこれだけ発生したとなると、本当に原因がこのキノコかなという、
今までもずっと多分何百年か知らないですけども、食べてきているはずですね。ですか

ら、突然今年だけ起きるんだったら、これが原因かどうかというのは非常に疑わしくなりま
すね。

松本大臣官房参事官 委員御指摘のとおりでありまして、スギヒラタケはこの方々は
ずっと以前から食されていたようでありまして、また透析を受けている方も、昨日・今日
透析が始まったわけではなくて、結構長い方もいらっしゃるようですので、腎機能障害の
人とスギヒラタケとの関係はどうであるかとか、あるいはほかに原因がないかということ
については、あまり予断を持たずに幅広くこれから検討していく必要があると考えており
ます。

寺田委員長 いろいろ大変でしょうけれども、保健所、あるいは医師会を通じて医療側
にもちゃんと情報が行っている形になって、受ける側の患者さんの方にも、その地域に情
報がきちっと行っているわけですね。材料もきちっと確保できるということですね。

あと一つ、ここに書いていないのは、対策本部的なもので専門家を入れたり、医療従事
者も入れた、そういうのはできているわけですか。

松本大臣官房参事官 各県、新潟辺りもそういう本部をつくっておりますし、厚生労働
省としても、関係するところがありますので、情報交換をやりながらやっておるとい
うところで、そういう意味では看板までは出しておりませんが、それに近いものは機能
しています。

寺田委員長 例えば神経系の先生を中心にして、感染症とか、そういうことも含めた 10
人くらいのチームがあって、それがいろんなところで、今言われた新潟とか秋田とかにい
ろいろ相談に乗るとか、あるいはカルテをきちっと押さえて、血液検査はこういうのをや
るとか、そういうことはやられないんですか。

松本大臣官房参事官 今後そういうことも含めて検討していきたいと考えております。

寺田委員長 勿論、対策は被害を抑えるのが大事ですが、同時に抑えるための原
因究明とか、そういうことも含めてやられるのがいいと思います。

どうもありがとうございました。

寺尾委員 多分情報は御存じだと思いますけれども、十数年前に透析機でもって事故が
ありましたね。それは原因が透析膜をつくるときに何か変なつくり方をやって、膜から化
学物質が出てきて、それが患者さんに悪影響を及ぼしたということがありますので、そ
ういう可能性もまだ反対にあると思うんです。あれも全国的に起きたのではなくて、多分、
佐竹先生も御存じだろうと思いますけれども、起きた場所というのはかなり極地的に起き
たんじゃないかと思いますので、そういうこともちょっとお調べいただければと思います。

松本大臣官房参事官 私の記憶が確かであれば、ダイライザーのあるロットが使われたところで発生したかという具合に記憶しておりますけれども、そういうことも含めて広く検討していきたいと考えております。

伊地知大臣官房参事官 別の件でございますけれども、よろしいでしょうか。

先週 10 月 21 日の委員会で私ども B S E の国内対策について御説明した際に、寺尾委員からの御質問で、B S E の農林水産省の研究費の予算につきまして、御説明いたしました、数字が正確ではないので、改めて御説明をさせていただきますということになっていましたので、ここで説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

寺田委員長 どうぞ。

伊地知大臣官房参事官 農林水産省の B S E 関係の予算につきましては、独立行政法人の農業生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所に整備いたしました動物衛生高度研究施設、この整備費が約 71 億円でございます、それを含めまして、昭和 63 年から平成 16 年度まで約 89 億円となっております。

それと牛海綿状脳症及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発プロジェクト研究ということで、実施期間が 15 年から 19 年の 5 ヶ年の予定でやっておりますということを御説明しました。

予算につきまして、単年度では 8 億 6,100 万円。このうち B S E 分が 7 億 100 万円の予定をしているというところでございます

以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に食品安全委員会から B S E 対策に関する意見交換につきまして、お知らせをします。

B S E 問題につきましては、先日の委員会で厚生労働省及び農林水産省から評価要請がございまして、26 日にプリオン専門調査会を開催し、本評価要請について審議が開催されました。

食品安全委員会としまして、今後の検討の参考とするために、厚生労働省、農林水産省、各都道府県の協力を得て、来月以降全国各地で意見交換会を開催し、B S E についての忌憚のない意見交換の機会を設けることといたしました。

各委員にも御出席いただくことになるとは思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

この件について何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

いろいろな意見交換をして、双方向でやって、御理解をお互いに深めていくということは非常に大事だと思いますので、年末に向けて大変だと思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

それから、今日最初にごあいさつしましたマシューさんを始め、ニュージーランドからマック・ダイヤモンド氏とかスイスからドクター・ハイム、アメリカからドクター・スミスなどのBSEの専門家の方が来られまして、10月29日13時半から「食品に関するリスクコミュニケーション - BSEそのリスクと対策を改めて考える - 」というのが東京で行われるということになっております。

12月7日に都内でプリオン研究でノーベル賞を受賞されました米国カルフォルニア大学のスタンレー・プルスナー教授をお招きしまして、BSEに関する意見交換会を開催する予定でございます。

それから、意見交換会で明日13時から「食品に関するリスクコミュニケーション - 栄養と研究に関する意見交換会」が名古屋で開催される予定でありますので、お知らせいたします。

そのほか何か事務局の方からありますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の先生方、特別御発言ございませんですね。

それから、11月2日には14時から農薬専門調査会が非公開で行われます。

次回の委員会につきましては、11月4日木曜日14時から開催しますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。終わります。